

看護職員の負担軽減及び処遇の改善計画

【負担軽減及び処遇改善に対する責任者】

院長：平安恒男

部長：森 繁子

主な会議体：運営会議・人財会議

1. 看護職員の勤務状況

勤務時間

- ・週平均 40 時間以内
- ・連続勤務 5 日以内
- ・勤務状況・有給取得率累計（平均 20 日/年）
- ・時間外業務の把握、指導（月 10 時間以内）
- ・夜勤回数 4 回/月（個人の希望に配慮）
- ・夜勤明けの翌日は原則休み

2. 多職種からなる役割分担推進のための会議

- ・各課連絡会（週 1 回）
- ・運営会議（月 1 回）
- ・人財会議（月 1 回）

3. 看護職員の負担軽減及び処遇の改善に資する計画

計画の策定（年に 1 回見直し）

職員への周知（院内掲示）

4. 看護職員の負担軽減及び処遇に関する取り組みの公開

- ・院内掲示
- ・ホームページ上公開

看護職員の負担軽減及び処遇改善のための取り組み計画

1. 多職種連携

部署	項目	取り組み	達成項目
薬局	服薬指導 病棟業務の拡大	・薬剤管理指導を病棟内で行い、看護職員患者送迎負担を減らす ・処方箋管理と医師との連携	実施済み (令和8年度も継続)
リハビリ職	患者の移送 適切な病棟生活の支援 身体リハビリを兼ねた介入	・ベットサイドリハビリの拡充による重症者等移送業務の軽減 ・STによる食事時の嚥下評価・訓練の実施 ・看護部職員に対してのADL動作の指導・教育	実施済み (令和8年度も継続)
その他事務 相談員	入院退院調整	・入院、転院調整、相談員、他職種での入院支援と業務分担 ・受付での病棟訪問者、面会対応 ・入院の説明、同意者 ・栄養指導を病棟内で行い、看護職員患者送迎負担を減らしている	実施済み (令和8年度も継続)
看護補助者	配置強化と業務分担	・看護補助者の資質の向上と共に看護補助者に役割を与え、看護者の業務量を減少	実施済み (令和8年度も継続)

2. 勤務環境、処遇の改善

項目	取り組み	達成項目
妊娠・育児・介護に対する配慮 (育児・介護休暇の取得・育児短時間利用促進)	・夜勤の免除・削減 ・育児短時間勤務、介護短時間勤務、育児休業延長制度の活用 ・育児休業、介護休業の取得、所定外労働制限の活用	実施済み (令和8年度も継続)
年次有給休暇取得の促進	・有給休暇取得を平等に取得出来るように勤務表作成	実施済み (令和8年度も継続)
配慮した勤務表作成	・明けの翌日は原則休み ・原則連続勤務は5日までとする ・年間休日115日間 ・業務に必要な研修、院外活動等は勤務扱い ・希望休の配慮	実施済み (令和8年度も継続)
看護職員の適正配置	・法令上人員配置より余剰を持つての配置数とする ・看護職員の積極的な募集活動、採用活動	実施済み (令和8年度も継続)